

資料1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と緊急事態宣言期間中における教育活動について

1 市立学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況

2 市立学校園における新型コロナウイルス感染症の感染予防

(1) 学校園における感染症対策の基本原則

☆感染源を絶つこと

☆感染経路を絶つこと

(2) 感染源を絶つこと

① 児童等の検温結果及び健康状況を把握し、発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

② 登校後に児童等に発熱等の風邪症状が生じた場合は、保護者等に連絡し、下校させる。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

③ 児童等と同居する家族の健康状況を把握し、同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は登校を控えていただく。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止。緊急事態宣言期間中のみ)

(3) 感染経路を絶つこと

① 手洗いの徹底

② マスク着用の徹底

③ 換気の徹底

3 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者から感染が不安で学校園を休ませたいと相談があった場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として欠席とはしない。

4 市立学校園で児童等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

別紙「市立学校園で園児児童生徒や教職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン<第1版>」参照

5 緊急事態宣言期間中における教育活動

(1) 市立学校園における登校園

現段階では、臨時休業や分散登校等の措置は行わず、感染予防対策を徹底したうえで、通常の登校園とする。

(2) 一時的に停止する教育活動（感染予防策を講じてもなお感染リスクが高い教育活動）

① 各教科共通

(ア) 児童等が長時間（1回で15分程度）、近距離（2m以内（感染対策を講じている場合は1m以内））で対面形式となるグループワーク等。

(イ) 近距離で一斉に大きな声で話す活動。

② 理科

児童等がグループで行う実験や観察。

③ 音楽

児童等が行う歌唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器の演奏。

④ 図画工作、美術等

児童等が活動する共同制作等の表現や観察。

⑤ 家庭科、技術・家庭

調理実習。

(3) 体育、保健体育

(ア) 原則としてマスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。

(イ) 可能な限り屋外で実施する。

(ロ) 屋内で実施する場合には、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

(エ) 授業の前後における着替え、運動場や体育館への移動、授業中の教師による指導内容の説明、グループでの話し合いの場面、体育用具の準備及び片付け時など、児童等が運動を行っていないときは、マスクを着用する。

(オ) 集団で行う活動は避け、できる限り個人で行う活動とし、特定の少人数（2~3人程度）での活動を実施する場合であっても十分な身体的距離をあける。

(カ) 2学期以降に延期していた中学校での水泳実技指導は行わない。ただし、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げ、保健分野の応急手当との関連を図る。

(4) 校外から多くの人が来校する行事

授業参観、学級懇談会、体育大会等は、原則として自粛する。

(5) 校外活動（泊を伴う活動を含む）

延期又は中止とする。（修学旅行及び自然学校は、緊急事態宣言解除後に延期する）

(6) 部活動

原則として、緊急事態宣言の解除まで休止する。

ただし、全国大会、近畿大会、県大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、以下の条件の下、最小限の活動を可とする。

(ア) 大会初日から起算して4週間前までの期間とする。

(イ) 練習試合、合宿等の宿泊を伴う活動は行わない。

(ウ) 部員の感染を確認した場合は、全ての部活動を一時的に休止する。（同一部活動内での感染）

(エ) 学校関係者以外（外部コーチ等）の協力は自粛する。

6 学力保障

感染が不安で学校を休んでいる児童等や学級閉鎖等の臨時休業時については、原則として下記のとおりに対応とする。

(1) 各学校における基本的な対応

(ア) 教師等による家庭訪問や電話による連絡。

(イ) 学習課題等のポスティング。

(ウ) タブレットパソコンを活用したオフラインでの学習。 等

(2) オンライン（リモート）による学校と家庭の接続への取組み

教育委員会では、オンライン（リモート）による学校と家庭との接続について、次のように取り組んでいく。

① 第1段階

現在、オンラインによる家庭（児童等）と学校との接続（オンライン朝の会など）の実施に向けて取り組んでいる。

(ア) タブレットパソコンの操作方法を児童等に指導。

(イ) 保護者への同意書の依頼と回収。

(ウ) オンライン接続実験の実施と検証。

② 第2段階

第1段階の実施状況や先行的に取り組む学校等の状況により、順次、授業等のLIVE配信を実施する。

③ 第3段階

オンデマンドによる教育コンテンツを整備する。

市立学校園で園児児童生徒や教職員に新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン<第1版>

宝塚市教育委員会

I 学校園における感染者又は濃厚接触者への対応

1 学校園で感染者又は濃厚接触者が確認された場合の対応

学校園で園児児童生徒（以下「児童等」という。）や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、特別休暇の取得により出勤させないようにする。

また、児童等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置とする。

なお、児童等や教職員と同居する家族が濃厚接触者と判定された場合においても、陰性が確認されるまでの間は同様の措置とする。

2 濃厚接触者等の特定について

児童等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言期間中、又はまん延防止等重点措置区域に指定されている期間中における学校園においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校園内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力すること。

この場合、学校園と市教育委員会は、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談・調整をしておく。

3 濃厚接触者等の候補の考え方

校園内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する児童等及び教職員とする。

（1）濃厚接触者の候補

- ① 感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ② 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ③ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ④ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

別紙

(2) 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ① 感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童等）
- ② 大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童等）
- ③ 感染者と対面での食事の場や近距離での洗面等の場を共有する生活を送っている者等
- ④ その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校園において上記（1）又は（2）の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

II 濃厚接触者特定のための臨時休業

兵庫県が緊急事態宣言対象地域、又は本市がまん延防止等重点措置区域に指定されている期間において、学校園で児童等に1人でも感染者が判明した場合は、消毒及び保健所による感染経路の確認と濃厚接触者の特定のため、学校園の全部又は一部を学校保健安全法第20条に基づく臨時休業とする。臨時休業とする場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

ただし、濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や、濃厚接触者がいない等の場合は、臨時休業としない。

(1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 学級において児童等の感染が判明した場合。（感染可能期間中（発症2日前、又はPCR検査、抗原検査に係る検体採取日の2日前）に登校していた場合に限る。）
- ② その他、教育委員会が必要と判断した場合

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

(3) 学校閉鎖

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

(4) 閉鎖の期間

閉鎖の期間としては、3日から7日程度を目安とし、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童等への影響等を踏まえて、校長が教育委員会と相談して判断する。

(5) 登校後の閉鎖

登校後に学級閉鎖等の実施を決定した場合、給食実施日は、可能な限り給食時間を早め、給食終了後に下校させる。

III 感染拡大防止のための臨時休業

現段階では、現行の『宝塚市立学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に示した取扱いを基本としますが、保健所と協議の上、判断します。

別紙

(臨時休業 Ver. 1)

令和3年(2021年) 月 日

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会
宝塚市立 学校園長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について (お知らせ)

平素より、本校(園)における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、標記の件につきまして、本校(園)関係者(園児・児童・生徒又は教職員)の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。そのため、学校(園)内の消毒等、感染拡大防止対策の徹底と、濃厚接触者等の調査を行うなどの対応のために、○月○日から○月○日まで○年○組を臨時休業とさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、○月○日以降の予定等につきましては、改めて○○○でお知らせするとともに、市及び学校のホームページでもお知らせいたします。

また、感染者の個人情報公表されておられませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられる場合、まずはかかりつけ医に電話でご相談ください。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(新型コロナウイルス健康相談コールセンター)」へご相談ください。

お問い合わせ先

○宝塚市教育委員会 学事課(学校保健担当)

0797-77-2366(直通)(夜間・休日 090-5671-5615)

○発熱等受診・相談センター(新型コロナウイルス健康相談センター)

0797-62-7304(宝塚健康福祉事務所)

別紙

(臨時休業 Ver.2)

令和3年(2021年) 月 日

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会
宝塚市立 学校園長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業継続について (お知らせ)

平素より、本校(園)における教育の推進について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日連絡させていただきました臨時休業につきまして、教育委員会や保健所等と協議の結果、学校(園)内における感染拡大防止対応や濃厚接触者の調査を継続するため、引き続き〇月〇日から〇月〇日まで〇年〇組を臨時休業とさせていただきます。

なお、休業期間中の学習支援や生活等につきましては、再度、〇〇〇〇や市及び学校のホームページにて連絡させていただきます。

また、感染者の個人情報公表されておりませんので、本文書を含めた情報の取扱いには、ご注意ください。

感染の不安や心配がある場合や症状がみられる場合、まずはかかりつけ医に電話でご相談ください。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(新型コロナウイルス健康相談コールセンター)」へご相談ください。

お問い合わせ先

○宝塚市教育委員会 学事課(学校保健担当)

0797-77-2366(直通)(夜間・休日 090-5671-5615)

○発熱等受診・相談センター(新型コロナウイルス健康相談センター)

0797-62-7304(宝塚健康福祉事務所)